

義務年限終了者への感謝状及び記念品作成事業  
業務委託に係る企画提案実施要項

1. 委託業務名

義務年限終了者への感謝状及び記念品作成事業業務委託

2. 委託業務内容

別添仕様書のとおり。

3. 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日

4. 委託上限額

657千円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 注意事項

- この金額は契約金額の限度額を示すものであり、埼玉県がこの金額で契約することを約束するものではない。

5. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 次のアからオまでに該当する者であること。
  - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
  - エ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
  - オ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (3) 仕様書の内容を十分に理解したうえで本企画提案に参加できること。

6. スケジュール

令和7年8月26日（火）	公告
令和7年8月29日（金）	質問事項の受付期限（午後3時）
令和7年9月3日（水）	質問事項の回答（午後5時）
令和7年9月9日（火）	企画提案参加希望書の提出期限（午後5時）
令和7年9月26日（金）	企画提案書の提出期限（午後5時）
令和7年10月上旬	選考実施（書類審査）
令和7年10月中旬	選考結果通知（委託候補者決定）

## 7. 質問事項の受付

募集の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

### （1）受付期間

令和7年8月29日（金）午後3時まで

### （2）受付方法

「企画提案実施要項に係る質問書（別紙様式3）」に記入の上、電子メールで提出し、提出した場合は、必ず電話による到達確認を行うこと。提出先は、「13. 問合せ先・質問事項及び企画提案書等の提出先」に記載のとおり。

### （3）回答方法

質問に対する回答は、質問した法人名等を伏せた上で、令和7年9月3日（水）までにHPに掲載する。なお、電話による質問には、簡易なものを除き応じない。

## 8. 企画提案参加希望書の提出

本事業の業務委託の企画提案への参加を希望する場合は、あらかじめ「企画提案参加希望書（別紙様式1）」を提出すること。

### （1）提出方法

持参又は郵送若しくは電子メール（PDFファイル）とする。

郵送の場合は原則書留とし、電子メールの場合は必ず確認の電話をすること。

提出先は、「13. 問合せ先・質問事項及び企画提案書等の提出先」に記載のとおり。

### （2）提出期限

令和7年9月9日（火）午後5時まで

## 9. 企画提案書の作成方法

### （1）作成留意事項

ア 企画提案書の様式は任意であるが、A4版・片面で作成すること。

イ 企画提案書の1ページ目（表紙）には、次の事項を記載すること。

（ア） 表題（義務年限終了者への感謝状及び記念品作成事業業務委託企画提案書）

（イ） 応募者の住所、氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、E-mail アドレス

- エ 企画提案書の2ページ目は「目次」とすること。
- オ 企画提案書の3ページ目以降に記載する事項は、概ね次のとおりとすること。
  - (ア) 提案の基本的な考え方
  - (イ) 業務実施体制
  - (ウ) その他、必要と思われる事項

#### (2)添付書類

- ア 法人の概要（設立趣旨、事業内容）が分かるもの
- ※ 上記内容が記載されていれば、既存のパンフレット等でも構わない。
- イ 法人の登記事項全部証明書（提案日前3か月以内に取得したもの）（写し可）
- ウ 法人の定款又は寄付行為、規約若しくはこれに準ずる書類
- エ 地方自治法施行令第167条の4の規定に関する申出書（別紙様式2）
- オ 委託料見積書

#### (3)その他

- ア 企画提案は、1提案者につき1提案に限る。（複数の提案は不可）
- イ 企画提案書の提出後は、その内容を変更することは不可とする。

### 10.企画提案書の提出部数及び提出方法

#### (1)提出部数

1部

#### (2)提出方法

持参又は郵送若しくは電子メール（PDFファイル）とする。

郵送の場合は原則書留とし、電子メールの場合は必ず確認の電話をすること。

提出先は、「13.問合せ先・質問事項及び企画提案書等の提出先」に記載のとおり。

#### (3)提出期限

令和7年9月26日（金）午後5時まで

#### (4)その他

ア 提出書類は一切返却しないものとする。

イ 企画提案書等の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

ウ 本実施要項に違反した場合や提出書類に虚偽の内容を記載した場合は応募を無効とする。

### 11.契約候補者の決定方法

#### (1)決定方法

県は審査会を設置し、提出された企画提案書等に基づき、企画内容や業務遂行能力などを総合的に審査するものとする。

当該審査の結果、総合点が最も高かった提案者を委託候補者に決定する。

なお、審査方法は書類審査とする。

## (2) 審査項目

審査項目は概ね下記のとおり。

### ア 業務の実施体制

① 会社として十分な実績があり、十分な実施体制を敷いているか。

### イ 事業の企画能力・遂行能力

① 専門的なノウハウを生かした提案となっているか。

② 医師にとって魅力的な成果物となっているか。

③ 実施スケジュールは明確かつ具体的であるか。

④ 工夫や独自提案があるか。

### ウ その他

① コストパフォーマンスに優れた積算となっているか。

② 事業の目的を達成するための特に優れた提案があるか。

## 1 2. 契約の相手方の決定方法

県は、委託候補者（審査の結果、評価が最も高かった提案者）と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は委託候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

なお、委託候補者と協議が整わない場合は、評価が2番目に高かった者と改めて協議を行う。

## 1 3. 問合せ先・質問事項及び企画提案書等の提出先

埼玉県保健医療部医療人材課 医師確保対策担当

住 所：〒330-8777 埼玉県さいたま市中央区新都心1-2

電 話：048-601-4600

電子メール：a3560-03@pref.saitama.lg.jp